

広島県ユネスコ連絡協議会

ESD・ユネスコスクール専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 広島県ユネスコ連絡協議会は、会則第12条に基づき、ESD・ユネスコスクール専門委員会を設置する。

(目的)

第2条 本専門委員会は、文部科学省が、教育振興基本計画(2008)において重要施策の一つに掲げる持続発展教育(ESD)及びユネスコスクールの推進、また、新学習指導要領(2008-2009)に新しく盛り込まれた概念「持続可能な社会」の学習の推進について、本委員会の下に設置する研究会の活動と併せて、次の事業を通して支援・協力を行う。

(事業)

第3条 広島県ユネスコ連絡協議会会則第4条(事業)を踏まえ、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 内外のESD関係組織やユネスコスクールとの情報交換
- (2) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業

(事務)

第4条 本専門委員会の事務は、本委員会委員で分担して行う。

(委員)

第5条 委員長並びに委員は、広島県ユネスコ連絡協議会会則第12条第3項を踏まえ、会長が会員の中から理事会に諮り、委嘱する。

(その他)

第6条 本専門委員会は、「ユネスコ活動に関する法律」(1952)並びに文部科学省初等中等教育局長・同省国際統括官が連名で、各都道府県知事、教育長あてに発出した「ユネスコスクールの推進について(通知)」(2012年9月28日)を踏まえ、広島県教育委員会・広島市教育委員会等との密接な連携のもとに事業の企画・運営・実施を行う。

(付則)

1. 本要綱は、2013年7月13日より施行する。